

通院等外出介助サービス特別給付実施要綱

制定 平成21年4月1日区長決定 要綱第333号
 改正 平成24年2月2日区長決定 要綱第74号
 改正 平成27年3月12日区長決定 要綱第115号
 改正 平成28年2月9日区長決定 要綱第39号
 改正 平成30年8月1日部長決定 要綱第176号
 改正 令和3年3月31日部長決定 要綱第96号

(目的)

第1条 この要綱は、品川区介護保険制度に関する条例(平成12年品川区条例第19号。以下「条例」という。)および品川区介護保険制度に関する条例施行規則(平成12年品川区規則第46号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、通院等外出介助サービス特別給付の実施に関し必要な事項を定め、もって要支援者の安全な通院の補助、要介護者の病院内における介助サービスの充実により在宅生活の維持を目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、条例および規則において使用する用語および介護保険関連法令の例による。

(サービスの一般原則)

第3条 特別給付サービス提供事業者は、利用者の意思および人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 特別給付サービス提供事業者は、利用者に係る他の居宅サービス事業者(居宅サービス事業を行う者をいう。以下同じ。)その他の保健医療サービスおよび福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

(基準)

第4条 規則第4条の2第4項に規定する区長が別に定める基準は、次の表の左欄に掲げる特別給付サービスの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める基準とする。

通院等外出介助サービス特別給付の区分	基準
(1)要支援者通院介助サービス	通院するために介助が必要な要支援高齢者で、次の要件をすべて満たすこと ① 介護予防マネジメントにより、通院のための介助の必要性を認めていること ② 介護予防プランにより予防訪問事業が計画されていること ③ 要介護認定において、「障害高齢者の日常生活自立度」が「J2」以上であり、公共交通機関の利用または屋外での歩行において何らかの支援が必要であること

(2)要介護者病院内介助サービス	<p>通院介助に引き続き病院内での介助が必要な要介護者で、次の要件をすべて満たすこと</p> <p>① 介護マネジメントにより訪問介護・通院介助が計画されていること</p> <p>なお、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用者においては、前記に関わらず訪問介護・通院介助の計画を要しない</p> <p>② 要介護認定において、「認知症高齢者の日常生活自立度」が「Ⅱb」以上または「障害高齢者の日常生活自立度」が「J2」以上であること</p>
------------------	--

(給付の制限)

第5条 利用者1人につき給付を受けることのできる回数は月1回とする。

(特別給付サービス提供事業者の指定)

第6条 規則第4条の2第13項第2号に規定する特別給付サービス提供事業者の指定については、区に東京都国民健康保険団体連合会が規定する共同処理用市町村特別給付事業所情報異動連絡票（以下「異動連絡票」という。）の提出があったとき、区長が指定した団体とみなす。

2 特別給付サービス提供事業者は、前項の規定による異動連絡票提出後にその記載事項に変更がある場合は、速やかに異動連絡票を再提出するものとする。

(特別給付サービス費の請求)

第7条 特別給付サービス提供事業者は、利用者に関する介護報酬請求に準じ、東京都国民健康保険団体連合会に対し介護報酬請求と合わせて請求するものとする。

2 前項の請求を行うときは、請求の対象となる月の翌月15日までに、通院等外出介助サービス特別給付実績報告書（様式。以下「実績報告書」という。）を、区長に提出するものとする。

(特別給付サービス費の支払)

第8条 区長は、前条第1項による請求に基づく東京都国民健康保険団体連合会からの請求について、同条第2項による実績報告書を審査し、適正と認めた場合は、東京都国民健康保険団体連合会への支払いを行うものとする。

(利用の停止等)

第9条 区長は、利用者が次の各号のいずれかに該当したとき、または特別給付サービス提供事業者が介護保険法等関連法令および第11条に違反したときは、利用の停止および当該特別給付の保険給付を中止するものとする。

(1) 第4条に規定する基準に該当しなくなったとき

(2) 死亡、転出等により品川区の被保険者でなくなったとき

(3) 前号までに掲げるもののほか、特別給付サービスの提供が困難な状況に至ったと認められたとき

(4) 要支援者通院介助サービスについて、当該利用者が要介護認定において要支援1または2以外と判定されたとき、および要介護者病院内介助サービスについては、当該利用者が要介護認定において要介護1から5以外と判定されたとき

(キャンセル料)

第10条 特別給付サービス提供事業者は、特別給付サービス提供事業者の責めに帰すべき事由がなく、また、利用者から利用日前日までにサービス提供中止の申出があったときを除き、サービス提供を中止した場合は、当該利用者に対して1回につき1,500円をキャンセル料として請求できるものとする。

(人員基準および設備等に関する基準等)

第11条 特別給付サービス提供事業者は、本サービスの実施にあたり東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年10月11日条例第111号）および東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並び

に指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(平成24年10月11日条例第112号)を遵守するものとする。

(特別給付サービスに係る記録の保管)

第12条 特別給付サービス提供事業者は、特別給付サービスに係る記録および関係資料を、特別給付サービス実施後2年間保管するものとする。

(秘密保持)

第13条 特別給付サービス提供事業者は、特別給付サービスを提供する上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。この守秘義務は契約期間終了後においても同様とする。

(賠償責任)

第14条 特別給付サービス提供事業者は、特別給付サービスの提供に伴い特別給付サービス提供事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命、身体または財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対しその損害を賠償しなければならない。

(介護支援専門員等との連携)

第15条 特別給付サービス提供事業者は、特別給付サービスの提供に当たり、在宅介護支援センター等の介護支援専門員または保健医療サービスもしくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(相談・苦情対応)

第16条 特別給付サービス提供事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、特別給付サービスに関する利用者の要望、苦情等に迅速に対応するものとする。

(委任)

第17条 この要綱の施行について必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成21年6月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成28年2月9日から適用する。

付 則

この要綱は、平成30年8月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

